

○大蔵省告示第二百八十六号

日本政策投資銀行法施行令（平成十一年政令第二百七十一号）第十一条第一項の規定に基づき、日本政策投資銀行債券の発行に係る基本方針の提出日を次のように定め、平成十一年十月一日から適用する。

平成十一年九月三十日

大蔵大臣 宮澤 喜一

本項一部改正（平成十二年十一月二十七日告示第三百七十四号）

日本政策投資銀行法施行令第十一条第一項に規定する財務大臣の定める日は、毎事業年度開始日の前日（日本政策投資銀行の最初の事業年度においては、日本政策投資銀行の成立の日）とする。